江差追分会格付審查委員会規則

(設置)

第1条 正調江差追分の格付認定を行うことにより、歌唱の正しい習得及び技術の向上を 図るため、江差追分会会則第35条及び第36条の規定により、江差追分格付審査委員 会(以下「格付審査会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 格付審査会は江差追分会会員等の歌唱技術に関し、必要な事項を審査し、格付を 行うものとする。

(格付審査の種類)

- 第3条 格付審査の種類は次のとおりとする。
 - (1) 江差格付審査
 - (2) 地方格付審査
 - (3) 上記の他に会長が特に必要と認めた場合は開催することができる。

(組織)

第4条 格付審査会は、江差追分会師匠以上の資格者で構成し、会長が12名以内で委嘱 する。

(委員の任期)

第5条 格付審査委員の任期は1年とする。

(審査委員長の職務権限及びその代理)

- 第6条 審査委員長は委員会を代表し、その会務を総理する。
- 2 審査委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第7条 格付審査会は江差追分会会長が招集する。

(格付審査会)

第8条 格付審査会は、5名以上の審査委員が出席しなければ開くことができない。但し、

本州地区についてはこの限りでない。

- 2 格付審査会の議事は出席審査委員の過半数により決議し、可否同数のときは格付審査 委員長の決するところによる。
- 3 格付審査会は、受験申請者が概ね70名以上で開催することができる。但し、地域事情等を考慮し会長が特に必要と認める他、本州地区についてはこの限りでない。

(格付審査会の開催時期)

第9条 審査会は毎年開催するものとし、地方格付は必要に応じて開催することができる。 但し、開催日時等については、別に定めるものとする。

(格付審查受験資格)

第10条 格付審査の受験資格は、会長が受験を認めた者のうち第13条第2号に定める 審査料を納めた者とする。

(格付審査受験申請手続き)

- 第11条 格付審査を受験する者は、次により会長に申請するものとする。
 - (1) 別紙様式により支部毎にとりまとめ、内容を地区協議会に提出するものとする。
 - (2) 地区協議会は地区の申込み状況を取りまとめ、会長に提出しなければならない。

(格付審査の要領)

- 第12条 格付審査の要領は次のとおりとする。
 - (1) 本唄とし、7節7声とする。
 - (2) 伴奏は尺八とソイ掛けのみとする。
 - (3) 唄いなおしはできないものとする。
 - (4) 唄い手は、譜面等を持参もしくは参照してはならない。
 - (5) 唄い手以外の者は、唄い手を援助してはならない。
 - (6)審査対象の唄は、開催会期1回限りとする。
 - (7)審査の内容は、別に定めた基準による。
 - (8) 審査の決定は、審査員の合議によるものとする。
 - (9) 合議によりがたい場合は、審査委員長の判断により協議決定する。
 - (10) 地方開催の場合は、地区協議会と協議のうえ格付審査会運営内容を決定する。
 - (11) その他必要な事項は、審査委員長が決定する。

(審査料)

- 第13条 会則第35条に定められた江差追分会格付審査料等は、次のとおりとする。
 - 1 審査料は、前納することを原則とし、不参加の場合は返還しない。

2 格付審査料及び免許料

資格区分	審查料		免許料
	江差審査	地方審査	允计科
1級))	60,000円
2級秀		地方格付審査	50,000円
2級	会員	J 無し	30,000円
3級秀	2,000円	\	20,000円
3級優			18,500円
3級	非会員	会員	17,000円
4級秀	> 5,000円	3,000円	10,000円
4級優			9,000円
4級		非会員	8,000円
5級秀		8,000円	7,000円
5級優			6,500円
5級			6,000円
6級	<i>J</i>	J	5,000円

(審査会事務)

第14条 審査会の事務は、追分会事務局において処理する。

(雑則)

第15条 この規定に定めるものを除く外、格付審査会に関して必要な事項は審査委員長 が定める。

付 則

- 1 この規則は平成7年4月23日から施行する。
- 2 この規則は平成8年4月28日から施行する。
- 3 この規則は平成17年4月24日から施行する。
- 4 この規則は、平成26年4月27日から施行する。
- 5 この規則は、平成31年3月3日から施行する。

江差追分会格付審查基準内規

- 1 江差追分会会則第36条の規定に定められた格付審査の基準は、次のとおりとする。
- 2 この基準は、江差追分会師匠会で定める。

3 資格別審査基準

(1) 1級

唄の技術的には全てにおいて完成されており、人格的なものまで唄に表現されている唄で、追分節の全てを兼ね備えている至高の唄。

(2) 2級秀

唄の技術的には全てにおいて完成された唄で、奥深いリズムと色艶が最大限に 発揮されている唄.。

(3) 2級

情緒、迫力とも優れており、個性的な色艶が感じられる唄で、自然な流れの唄。

(4) 3級秀

江差追分の歌唱技術において、個性的であり、魅力が伴い、情緒や流れなど完成度の高い唄。

(5) 3級優

唄に情緒が感じられ、完成度が高くなってきている唄。唄が心ならずも切れた と感じられる場合に限り、昇級することはありえる。

(6) 3級

唄基本は全て習得している者とし、各節に抑揚、深み、迫力、個性が感じられる唄。やむを得ず切ったと感じられる場合であっても、昇級することもありえる。

(7) 4級秀

本すくりができ、味わい、情緒などが感じられ、唄に流れを感じられる唄で、 やむを得ず切ったと感じられる場合であっても、昇級することもありえる。

(8) 4級優

本すくりの型が出来上がりつつあり、味わいや情緒ももう少しの唄。唄が止むなく切れた場合でも、昇級することはありえる。

(9) 4級

基本に基づいた唄で、本すくりの型がある程度整っており、流れのある唄。 唄は多少切れてもよい。

(10) 5級秀

基本に忠実な唄い方で、唄を途中で切っても基本的な唄の形ができている唄。

(11) 5級優

唄は切っているが、基本的な唄の型に近づいてきている。

(12) 5級

初心者の中でも、少し基本的な唄。

(13) 6級

江差追分を習い始めて間もない初心者で、唄の内容はなんとか江差追分の形ができている唄。

付 則

- この基準は平成 7年4月23日から適用する。
- この基準は平成24年2月19日から適用する。
- この基準は平成31年4月28日から適用する。